

## 地域づくりの支援制度

地域づくりに役立つ主な支援制度を紹介します。

なお、下記内容は変更になる場合がありますので、詳細は各担当部署へお問合せください。

### (1) 元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民が主役となり地域の歴史や文化などの地域資源を活用し、持続的成長が可能な個性と魅力ある美しい地域づくりや、交流人口の拡大に結びつく施策を各主体の役割分担のもと、ソフト・ハード両面から推進する事業</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ハード事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>道路、河川等、福島県土木部が所管する公共的な事業</li> </ul> </li> <li>②ソフト事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業を展開するにあたり必要となる事業で、まちづくりプラン策定やワークショップ運営、まちづくりに関連する社会実験、各種調査等</li> </ul> </li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域関係者（市町村、団体、住民等）と連携しながら計画を策定</li> <li>ソフト・ハード事業を各主体の役割分担を明確にして総合的・横断的に取組む</li> </ul>
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域関係者と県が連携（工事は県）</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に定める期間（概ね3年～5年）</li> </ul>
交付等	—
担当部署	<p>県まちづくり推進課（TEL：024-521-7511）  <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/gennkifukushima.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/gennkifukushima.html</a></p>

### (2) 地域づくり総合支援事業（サポート事業）

#### 《一般枠》

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民が主役となる個性と魅力ある地域づくりを推進していくために、民間団体や市町村等が行う地域振興の取組みを支援する事業</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり団体等が地域の課題を踏まえ、地域の特性を活かして行う広域的な視点に配慮された事業や先駆的、モデル的な事業</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、過疎地域、特定中山間地域及び地域再生計画に係る事業に手厚い措置がある</li> <li>明確な事業計画のある発展的な事業等では3か年を限度に継続が認められることがある</li> </ul>
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体/市町村等</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則1年</li> </ul>
交付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率2/3以内（特定過疎地域は3/4以内）</li> <li>対象事業費の下限：50万円</li> <li>補助限度額：500万円（民間団体）、700万円（市町村）</li> </ul>
担当部署	<p>県地域振興課（TEL：024-521-7118）</p>

《過疎・中山間地域コミュニティ再生支援枠》

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民自らが主体的に住みよい地域づくりに取り組む機運を高め、集落機能の低下がみられる過疎・中山間地域の地域コミュニティの再生を図ることを目的に、働く場の創出や伝統文化の継承、都市との交流等による活性化につなげる事業（集落等活性化に関する事業全般）</li> </ul>
対象事業	<p>①地域の再生に関する計画づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が集まり、地域の再生・活性化のために十分な話し合いを行い、計画を策定する事業で、先進地視察経費（宿泊代、食事代は除く）や講師の謝礼費、研修受講経費、話し合い時のお茶代（酒代、食事代は除く）等</li> </ul> <p>②地域の再生に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単なる維持修繕は除き、地域の再生、活性化に関する事業全般（事業に必要な物品購入費、印刷製本費、アドバイザーへの謝金、広告費、委託料、工事請負費等）</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、過疎・中山間地域でのソフト事業支援に重点を置いた事業</li> <li>市町村職員や県職員が積極的に集落等の話し合いに参加し、必要な助言等のきめ細かな支援を行う</li> </ul>
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎・中山間地域の行政区／自治会／町内会等／協定団体／市町村</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則 1 年</li> </ul>
交付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率①10/10 以内、②4/5 以内</li> <li>対象事業費の下限：25 万円</li> <li>補助限度額：①30 万円、②500 万円（地域コミュニティ組織等）、700 万円（市町村等）</li> </ul>
担当部署	<p>県地域振興課（TEL：024-521-7118）</p>

《地域資源事業化枠》

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題を踏まえ、地域の特性を活かした、住民が自ら取り組む地域づくりのための事業の立ち上げを支援する事業（地域経済循環に関する事業）</li> </ul>
対象事業	<p>①里山経済活性化計画策定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集落等や協定団体が行う計画策定事業</li> </ul> <p>②里山経済活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域にある資源を有効に活用して収益性のある事業を構築し、持続可能な地域経済の基盤づくりを支援するための事業</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、過疎・中山間地域での農産物の6次化など地域資源活用に重点を置いた事業</li> <li>県が開催する里山経済活性化会議に事業計画を諮った後、事業化検討会議を開催し、里山経済活性化計画を策定した後に事業を実施する</li> </ul>
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎・中山間地域の行政区／自治会／町内会等／協定団体／市町村</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則 1 年</li> </ul>
交付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率①10/10 以内、②4/5 以内</li> <li>対象事業費の下限：25 万円</li> <li>補助限度額：①30 万円、②1,000 万円</li> </ul>
担当部署	<p>県地域振興課（TEL：024-521-7118）</p>

### (3) 都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする</li> <li>都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付</li> <li>平成16年度に、「まちづくり交付金」制度として創設</li> <li>平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置づけ</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い施設等</li> <li>道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等</li> <li>地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等</li> <li>市町村の提案に基づく事業</li> <li>各種調査や社会実験等のソフト事業</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成</li> <li>交付金を年度ごとに交付</li> <li>交付期間終了時、市町村は、目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、その結果を公表</li> </ul>
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね3年～5年</li> </ul>
交付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費に対して概ね4割（交付金の額は一定の算定方法により算出）</li> <li>※中心市街地活性化等の国として特に推進すべき施策に関する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を45%（通常40%）として重点的に支援</li> </ul>
担当部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>県まちづくり推進課（TEL：024-521-7511）</li> </ul>

### (4) 街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①協議会活動助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>勉強会、見学会、資料収集等</li> </ul> </li> <li>②整備方針策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>現況調査、物件等調査、整備方針策定等</li> </ul> </li> <li>③街なみ整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画策定、地区施設（道路、小公園、下排水等）整備、地区防災施設（屋外消火栓、防火水槽等）整備、生活環境施設（集会所等）整備、空き家住宅等の除却、歴史的風致形成建造物（仮称）の買収・移設・修理・復原、その他国土交通大臣が必要と認める事項 等</li> </ul> </li> <li>④街なみ整備助成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>門・塀等の移動、修景施設等の整備（景観重要建造物及び当該建造物の敷地の修景等を含む）、共同建替等共同施設整備、歴史的風致形成建造物（仮称）の買収、移設、修理、復原等</li> </ul> </li> </ul>

特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等が「街なみ環境整備方針」を策定し、地区住民は「まちづくり協定」を締結し、市町村等が「街なみ環境整備事業計画」を策定する</li> <li>協定、計画に基づいて市町村等や地区住民が行う地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等に対して支援が行われる</li> </ul>
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に定める期間</li> </ul>
交付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会活動助成（事業費の1/2）</li> <li>整備方針策定事業（事業費の1/2）</li> <li>街なみ整備事業（事業費の1/2）</li> <li>街なみ整備助成事業（事業費の1/3）</li> </ul>
担当部署	県建築指導課（TEL：024-521-7528）

### （５）空き家再生等推進事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅または空き建築物の活用及び不良住宅、空き家住宅または空き建築物の除却を行う事業</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却</li> <li>除却を行う者に対する経費補助（地方公共団体の民間に対する補助）</li> <li>空き家住宅又は空き建築物の活用</li> <li>活用を行う者に対する経費補助（地方公共団体の民間に対する補助）</li> <li>所有者の特定</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備総合交金付等の基幹事業であり、国費負担割合が1/2</li> <li>地方公共団体が補助する場合は民間事業も補助対象</li> <li>空き家等の取得費（用地費は除く）や所有者を特定するための経費も補助対象</li> </ul>
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体</li> </ul>
期間	—
交付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却 2/5</li> <li>除却を行う者に対する経費補助 2/5</li> <li>空き家住宅又は空き建築物の活用 1/2（空き家住宅等を体験宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得（用地費を除く）、移転、増築、改築等）</li> <li>活用を行う者に対する経費補助 1/3</li> <li>所有者の特定 1/2（所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等）</li> </ul>
担当部署	県建築指導課（TEL：024-521-7528）

(6) 地域商業自立促進事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、地域コミュニティの形成に資する取組や商店街等の新陳代謝を図る取組を支援するとともに、商店街等の魅力創造に向けた取組を支援する事業</li> </ul>
対象事業	<p>①地域商業自立促進調査分析事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 商店街等において、地域における消費活動の基盤となる地域コミュニティの形成に向けた新たな取組（②地域コミュニティ形成促進支援事業）、商店街等の新陳代謝を図る新たな取組（③商店街等新陳代謝促進支援事業）等を行うに当たり、その取組内容が、地域住民のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業</li> </ul> <p>②地域コミュニティ形成促進支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域商業自立促進調査分析事業の結果(同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む)に基づき、地域住民が求める地域における消費活動の基盤となる地域コミュニティの形成に資する事業</li> </ul> <p>③商店街等新陳代謝促進支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域商業自立促進調査分析事業の結果(同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む)に基づき、商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新陳代謝を図る取組と認められ、商店街等の持続的な発展に資する地域経済の自立的循環を促進する事業</li> </ul> <p>④魅力創造支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 商店街等の商機能に着目した商店街等の魅力創造に向けた新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域の消費活動を活発化させることで地域経済の自立的循環を加速化する事業</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域における消費活動のベースとなる地域住民の集まりやつながり(地域コミュニティ)の形成に向けた取組を支援(地域住民が気軽に集えるまちなか交流スペースの整備等)</li> <li>• 自立的循環の促進のため、商店街で創業・起業を行う者等を支援(インキュベーション施設の整備やインキュベーションマネージャー等専門家の派遣、空き店舗への店舗誘致、店舗の集約化等)</li> <li>• 商機能に着目した供給力強化(魅力創造)に向けた取組支援や自立的循環の加速化(商店街の集客拠点となるアンテナショップの設置等)</li> </ul>
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商店街組織と民間事業者の連携体(地域商業自立促進調査分析事業、地域コミュニティ形成促進支援事業及び商店街等新陳代謝促進支援事業)</li> <li>• 商店街組織または民間事業者(魅力創造支援事業)</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 単年度</li> </ul>
交付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域商業自立促進調査分析事業 2/3 以内(上限 500 万円、下限 100 万円)</li> <li>• 地域コミュニティ形成促進支援事業及び商店街等新陳代謝促進支援事業 2/3 以内(上限 5 億円、下限 100 万円)</li> <li>• 魅力創造支援事業(単体) 1/2(上限 2 億円、下限 100 万円)</li> <li>• 魅力創造支援事業(地域コミュニティ形成促進支援事業又は商店街等新陳代謝促進支援事業と併せて実施する場合) 2/3 以内(上限 5 億円、下限 100 万円)</li> </ul>
担当部署	<p>県商業まちづくり課(TEL:024-521-7126)</p>



### (7) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援する制度</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林漁業の振興のための生産基盤及び施設に関する事業</li> <li>生活環境施設の整備に関する事業</li> <li>地域間交流のための施設の整備に関する事業</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」において、市町村等が作成する活性化計画の目標達成の重要な手段として位置づけ</li> <li>農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援事業名主なメニュー</li> <li>都道府県に加え、市町村への直接補助が可能となり、市町村の自主性・主体性が発揮</li> <li>対象施設間の予算流用や年度間融通により、地域の実情に合わせた整備が可能</li> <li>ワンストップ窓口による手続き事務の簡略化</li> <li>地域の創意工夫による独自の提案メニューも支援</li> </ul>
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農業協同組合、NPO法人、農林水産業者等の組織する団体等</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね3年～5年</li> </ul>
交付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>定額（ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3）</li> </ul>
担当部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>県農村振興課（TEL：024-521-7416）</li> </ul>

### (8) 過疎地域等自立活性化推進交付金

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎集落生活圏において、住民団体等が住民主導により、必要に応じて集落外部の組織や団体とも連携しながら、今後の生活を持続可能とし、集落の維持及び活性化を図るため、ソフト事業を中心に総合的に取組むものを対象とする</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地域自立促進特別措置法による市町村計画に定める次の事業で、先進的・独自性・創造性のあるソフト事業（※公共施設、公用施設、その他の施設整備のみの事業は対象外）</li> <li>産業振興（スモールビジネス振興）</li> <li>生活の安心・安全確保対策</li> <li>集落の維持・活性化対策</li> <li>移住・交流・若者の定住促進対策</li> <li>地域文化伝承対策</li> <li>環境貢献施策の推進</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための対策</li> <li>過疎地域市町村等が取組む先進的で波及性のあるソフト事業をモデル的に推進</li> </ul>
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地域自立促進特別措置法により公示された市町村</li> <li>構成市町村の1/2以上が過疎市町村である一部事務組合等</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>単年度</li> </ul>
交付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業あたり定額1,000万円等</li> </ul>
担当部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>県地域振興課（TEL：024-521-7114）</li> </ul>

## さらに詳しく知りたい方のために

---

### ○福島県が発行する参考資料

助成・支援制度（まちづくり・地域づくり関連）	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/jigyou.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/jigyou.html</a>
平成 25 年度版「中心市街地再生・まちづくり支援ガイドブック」（商業まちづくり課）	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/25guidebook.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/25guidebook.html</a>
市町村等が活用可能な助成事業情報（市町村財政課）	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01145b/jyoseiinindex.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01145b/jyoseiinindex.html</a>
助成金・補助金	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/life/sub/2/">http://www.pref.fukushima.lg.jp/life/sub/2/</a>
まちづくりのすすめ	<a href="http://www.pref.fukushima.jp/machi/machi.html">http://www.pref.fukushima.jp/machi/machi.html</a>

### ○地域づくりの支援制度に関するホームページ

～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm</a>
各省庁における地域活性化施策情報	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sesaku.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sesaku.html</a>
認定と連携した支援措置（中心市街地活性化）	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/sien.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/sien.html</a>
観光地域づくり関連支援メニュー集	<a href="http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/shienmenu.html">http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/shienmenu.html</a>
中小企業施策利用ガイドブック	<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/index.html">http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/index.html</a>
CANPAN プロジェクト（公益活動団体が活用できる助成制度）	<a href="http://fields.canpan.info/grant/">http://fields.canpan.info/grant/</a>

(編集後記)

平成16年度から事業が始まりました「元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業」が10年目の節目を迎えるにあたり、この冊子を編集することにしました。

5年目にあたる平成20年度に作成した「地域の元気を育む本」は、事業実施箇所の事例とりまとめが中心となっております。今回もその後の5年間の経過を踏まえた事例の更新を行っておりますが、詳細は参考資料としてまちづくり推進課ホームページに掲載しましたので、そちらをご覧ください。

今回作成した冊子は、「地域づくりのガイド」として、地域づくりの初心者の方をはじめ、ある程度地域づくりに取組まれている方にも利用していただけるような構成にしました。

また、様々なカテゴリーの地域づくりの事例と、実際に地域づくりを進めて行く上での支援策を掲載しましたので、今後地域づくりを進めて行く際のヒントとして活用していただければ幸いです。

平成26年7月 まちづくり推進課 まちづくり推進担当



## 元気な地域を育む本～地域づくりのガイド～

発行 2014年7月

企画編集 福島県 土木部 まちづくり推進課

電話：024-521-7511

FAX：024-521-7956

E-mail：machizukuri@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ：

[http://www.pref.fukushima.lg.jp/  
sec/41055b/](http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/)

編集協力 株式会社 協和コンサルタンツ



本書の内容は福島県まちづくり推進課が企画、編集したものであり、  
内容の責任は福島県まちづくり推進課にあります。



**福島県土木部  
まちづくり推進課**